

調達要求番号：12-06-0424-4030

| 情報本部仕様書 | | | |
|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
| 品名 又は 件名 | メール配信サービス使用役務 | DIH-LS-24006 | |
| | | 大臣 承認 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成 | 令和 6年 4月 22日 |
| | | 改正 | 令和 年 月 日 |
| | | | 令和 年 月 日 |
| 作成 | 情報本部総務部 | | |

1. 総則

この仕様書は、情報本部において使用するメール配信サービス使用役務について適用する。

2. メール配信サービスに関する要求事項

2.1 概要 契約の相手方は、契約の相手方が管理するデータベースを基に、官側が示すキーワード等からターゲットとなる学生を抽出し、抽出された学生に対し、官側が作成した情報本部職員採用に関する情報等をメール配信するものである。また、契約相手方はサービスを利用している学生が閲覧可能なサービスサイト内の企業紹介ページに大卒・院卒の新卒採用に向けた求人情報をサービス期間中掲載するものとする。なお、掲載内容については官側との調整による。

2.2 メール配信サービスの運用支援 契約の相手方は、メール配信にあたっては、情報本部職員の採用に向け、他社事例や学生の動向に基づく提案など継続的なサポートを行うものとする。

2.3 情報本部職員採用に関する情報の配信 メール配信は、サービス使用期間において官側が依頼した都度発信するものとし、1回当たり、2,500通程度を目安として配信できるものとする。なお、発信回数については、調達要領指定書のとおりとする。

2.4 サポート体制 官側からのメール配信サービスに関する問い合わせに関し、平日1000～1700の間において、電話、電子メール等の手段により対応できるようにすること。

3. メール配信サービス使用期間

調達要領指定書による。

4. 品質保証

契約の相手方は、本役務の監督及び検査について、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

5. その他

5.1 情報保証

a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識及び配信した情報を第三者に漏洩又は他に転用してはならない。

- b) 契約の相手方は、提供を受けた文書及び電子データについては、メール配信後、消去又は破棄してその旨を報告するものとする。
 - c) 契約の相手方は**5.1a)**及び**b)**に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
 - d) 業務の遂行において、契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官が認めた場合は、契約相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ることとする。
- 5.2** ターゲットとなる学生を抽出するためのデータベースは、新卒の理工系学生に特化したデータベースであることとする。

6. 仕様書に対する疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

| | | |
|--|-------------------------|-----------------|
| 調達要領指定書 | 発 簡 番 号 | |
| | 調達要求番号 | 12-06-0424-4030 |
| | 調達要求年月日 | 令和6年4月24日 |
| | 作 成 部 課 | 情報本部総務部 |
| | 作 成 年 月 日 | 令和6年4月24日 |
| 品 名 | メール配信サービス役務 | |
| 仕様書番号 | D I H - L S - 2 4 0 0 6 | |
| <p>指定事項</p> <p>2.3 情報本部職員採用に関する情報の発信 発信回数については、使用期間に6回とする。</p> <p>3.メール配信サービス使用期間 契約締結日から令和7年3月31日とする。</p> | | |